

法人税法上の収益事業 非営利型の2タイプの比較

	①非営利徹底型法人	②共益活動型法人
解散時残余財産 の分配	不可 (一定の公益的団体の 帰属)	可 (特定の個人又は団体への帰属を 定款へ記載することは不可)
理事の同族制限	1/3 以下	1/3 以下
事業制約	合法であれば可	共益的活動が主目的
収益事業	制約なし	1/2 以下
会費の定め の定款記載	不要	必要
特別利益の供与	禁止	禁止
想定する団体	財団、社団	社団